令和 5 年度 公有財産（船舶）売却

入札説明書

宿毛市企画課

入札説明書 詳細事項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5/11　一部修正：下線部

　令和５年度　公有財産（船舶）売却の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第１　入札及び契約に関する事項

１　入札公告日　令和５年５月８日（月）

２　契約者　　　宿毛市長　中平　富宏

３　担当部署　　〒788-8686　高知県宿毛市希望ヶ丘１番地

　（１）入札手続きに関する事

　　　　　　宿毛市企画課 離島振興係

　　　　　　　　TEL：0880-62-1255　　FAX：0880-62-1274

　　　　　　　　e-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp

　（２）事業内容に関する事

　　　　　　宿毛市企画課 離島振興係

　　　　　　　　TEL：0880-62-1255　　FAX：0880-62-1274

　　　　　　　　e-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp

４　入札に付する事項

　（１）入札するものの名称及び数量

　　　　　旅客船兼貨物船「すくも」の売却　１隻

　（２）旅客船兼貨物船「すくも」の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 船　　　名 | すくも |
| 船　　　種 | 旅客船兼貨物船 |
| 船舶所有者 | 高知県宿毛市 |
| 船　籍　港 | 高知県宿毛市 |
| 船　　　質 | アルミニウム合金 |
| 長さ･幅･深さ | ２７．６６ｍ・６．２０ｍ・２．６０ｍ |
| 総トン数 | ８２トン |
| 主機関 | ４サイクルディーゼル機関（S12A2－MTK）２機 |
| 竣工年月日 | 平成１５年３月２０日 |
| 係留場所 | 宿毛市片島 宿毛桟橋（宿毛湾港片島地区） |

５　入札参加者に必要な資格

　　次に掲げる全ての要件を満たす者

　（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく宿毛市の入札参加制限を受けてない者

　（２）船舶登記規則に基づく所有権移転登記が可能な者

　（３）宿毛市暴力団排除条例（平成２３年宿毛市条例第３号）第２条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

　（４）公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成２４年宿毛市規則第２８号）に基づく排除措置期間中でないこと。及び、同規則第４条に掲げる排除措置対象者に該当しない者

　（５）公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、資格（指名）停止等を受けてない者

　（６）次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。

　　　　ア．破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項又は第１９条第１項若しくは第２項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

　　　　イ．会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

　　　　ウ．特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成１１年法律第１５８号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

　　　　エ．民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

６　売却の条件

　（１）落札者は契約締結の日から２０日以内に売買代金を完納し、同日、本船を現況有姿で宿毛市片島宿毛桟橋で引渡しを受け、搬出するものとする。引渡しの際は、宿毛市は登記・登録等に必要の一件書類を落札者に引渡すものとする。引渡し後は、落札者が速やかに所有権移転登記及び各証明書の書換・登録申請を行うものとする。

　　　　※引渡しに関する詳細は、「２０　物件の引渡し及び所有権の移転」に記載。

　（２）本船の所有権に係る移転登記は、現所有者宿毛市から落札者へ行うものとする。

　（３）本船の所有権移転登記、各証書の書換・登録に係る費用、搬出等に係る費用は全て落札者が負担するものとする。

７　入札参加申込書

　　入札参加を希望される方は、「宿毛市所有の船舶の売却に係る一般競争入札参加申込書」（第１号様式）に必要事項を記入、押印の上、添付書類を添えて申し込むこと。

　（１）受付期間

　　　　令和５年５月９日（火）から令和５年５月２６日（金）１７時１５分まで（土日祝日を除く。）とし、受付時間は８時３０分から１７時１５分までとする。

　（２）受付場所

　　　　〒788-8686　高知県宿毛市希望ヶ丘１番地

　　　　　　　　　　宿毛市役所３階　企画課　離島振興係

　（３）添付書類

　　　　①法人の場合

　　　　　　履歴事項全部証明書（発効日から３か月以内のもの）

　　　　②個人の場合

　　　　　　住民票（発効日から３か月以内のもの）

　（４）その他

　　　　①提出書類は、直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、当日消印を有効とする。

　　　　②申し込みに必要な全ての書類が提出された時点で申請受付とする。なお、当日消印の郵送分については、令和５年５月２６日（金）の期限内に到着したものとみなす。また、提出期限までに全ての書類が提出されない場合は、申請を無効とする。

８　売却物件の確認

　（１）本船は、宿毛市片島 宿毛桟橋（宿毛湾港片島地区）に係留中である。

　（２）本船は、現況有姿で引渡しをを行う。入札参加を希望される方は、現地説明会で本船の現状確認、法令等に基づく規制及び諸条件の調査を行うこと。なお、これに係る経費は、入札参加希望者の負担とする。また、現地説明会にやむを得ず参加できない場合は、別途、現地確認の機会を設けるので、担当者にその旨の申し出を行うこと。（希望に添えない場合があるので、複数日程を確保の上調整すること。）

９　質疑事項

　（１）質疑事項がある場合には、質問書（任意様式）を宿毛市企画課に提出すること。なお、質問書の提出は、ＦＡＸ又はメール、持参に限る（電話・口頭による質問は一切受け付けない。）ものとし、その期限は令和５年５月２４日（水）１７時までとする。また、ＦＡＸ又はメールにより質問書を提出した場合は、必ず電話にて到達確認すること。

　（２）質疑書に対する回答は、令和５年５月２６日（金）１３時までに回答する。回答は宿毛市ホームページに掲載する。

１０　入札及び開札の日時及び場所

　（１）開札日時

　令和５年６月５日（月）１６時００分

　（２）開札場所

　高知県宿毛市希望ヶ丘１番地　宿毛市役所３階　会議室３０３

　（３）入札書の記載内容等

ア．入札書提出年月日

イ．入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ウ．代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印すること。

エ．単位は円とし、入札金額の数字の頭に￥を冠し、契約希望金額を（消費税込み）で記載すること。

オ．契約件名又は対象

入札参加者又はその代理人（以下、「入札者」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

入札者はその提出した入札書の取替え、訂正又は取消しをすることはできない。

代理人が入札する場合は、入札書を提出する際にあらかじめ別記第１号様式による委任状を提出しなければならない。

　（４）入札書の提出方法

　　　　　入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、別記第２号様式による入札書を持参又は郵送（書留郵便）により入札しなければならない。なお、提出方法により次の内容に従うこと。また、提出期限は令和５年６月５日（月）１５時必着とする。

　　　　　①持参の場合

　　　ア．入札者が代理人であるときは、別記第１号様式による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ提出することができない。

　　　イ．入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。

　　　ウ．開札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、提出後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

　　　　　②郵送の場合

　　　ア．内封筒には「宿毛市長名、入札件名、入札日、入札者住所、商号、代表者名」を記載し、代表者印を押印すること。また、朱書きで「入札書在中」と表記すること。

　　　イ．アの内封筒に入札書を入れ封印すること。（入札条件で必要としている書類がある場合は、その書類も同封すること。）

　　　ウ．外封筒には宛先と入札参加者名を記載してください。また、朱書きで「入札書在中」と表記すること。（「入札書封筒の記載方法等」参照）

　　　エ．イの内封筒（封印した入札書）をウの外封筒に入れて、一般競争入札の公告記載の提出先に書留郵便（一般・簡易ともに可。）で郵送すること。

　　　オ．アの内封筒に２枚以上の入札書を入れないこと。

１１　入札書に記載する金額

　（１）入札金額は、４に掲げる物件の契約希望金額を入札書に記載すること。

　（２）落札決定に当たっては、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、（消費税込み）に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）予定価格（最低売却価格）：１，２００，０００円

１２　入札保証金

　（１）入札保証金　入札価格（消費税及び地方消費税含む。）の１００分の５以上に相当する金額を、入札書の提出までに納付すること。なお、この入札保証金には利息は付さない。また、落札者の入札保証金は、この契約保証金に充当する。

　（２）納付方法　　納付口座は次のとおりとする。

　　　　　　　　　（振込先）金融機関　四国銀行　宿毛支店

　　　　　　　　　　　　　　口座番号　普通　００２０６５７

　　　　　　　　　　　　　　口座名義　宿毛市事務取扱担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宿毛市会計管理者　佐藤　恵介

　（３）納付確認　　本市での会計処理が必要なことから、入金後は必ず電話又はメールにて、振込者及び振込金額を連絡すること。（電子メールでの提出の場合は、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。）

　　　　　　　　　　e-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp

１３　入札の無効等

　　この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他宿毛市契約規則（昭和４５年規則第１９号。以下「規則」という。）第１８条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

１４　入札の延期又は中止

　　入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

１５　開札

（１）開札は、入札者の立ち合いを可能としているが必須とはしない。

（２）開札場には、入札者、入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（１）の立会い以外の者は入場することはできない。（立会いは各々２名までとする）

（３）入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

（４）入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札者に該当する者であることを証明しなければならない。

（５）入札者は、入札関係職員が特にやむをえない事情があると認める場合のほか、開札場を退場することはできない。

（６）開札場において、次に掲げるいずれかに該当する者は、当該開札場から退場させる。

ア．公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ．公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

（７）開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

１６　落札者の決定方法

（１）予定価格（最低売却価格）以上で、有効かつ最高価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格（最低売却価格）以上で、有効な入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が、２人以上あるときは、入札執行者の指示する時点において当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

（３）落札者が、指定の期日（落札決定の日から１０日以内）までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

１７　契約保証金

　（１）契約保証金　落札者は、契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の１００分の１０以上に相当する金額を契約締結の時までに納付すること。なお、この契約保証金には利息は付さない。また、契約締結後、契約保証金は売買代金に充当することとする。

　（２）納付方法　　納付口座は次のとおりとする。

　　　　　　　　　（振込先）金融機関　四国銀行　宿毛支店

　　　　　　　　　　　　　　口座番号　普通　００２０６５７

　　　　　　　　　　　　　　口座名義　宿毛市事務取扱担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宿毛市会計管理者　佐藤　恵介

　（３）納付確認　　本市での会計処理が必要なことから、入金後は必ず電話又はメールにて、振込者及び振込金額を連絡すること。（電子メールでの提出の場合は、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。）

　　　　　　　　　　e-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp

１８　契約の締結

落札者は落札の日から１０日以内に契約を締結するものとし、契約が締結されないときは、前項の契約保証金は市に帰属する。

１９　売買代金の支払方法

　（１）売買代金　　契約締結の日から２０日以内に契約保証金を除く残金を全額一括納付すること。

　（２）納付方法　　納付口座は次のとおりとする。

　　　　　　　　　（振込先）金融機関　四国銀行　宿毛支店

　　　　　　　　　　　　　　口座番号　普通　００２０６５７

　　　　　　　　　　　　　　口座名義　宿毛市事務取扱担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宿毛市会計管理者　佐藤　恵介

　（３）納付確認　　本市での会計処理が必要なことから、入金後は必ず電話又はメールにて、振込者及び振込金額を連絡すること。（電子メールでの提出の場合は、送信後に必ず電話にて受信確認を行うこと。）

　　　　　　　　　　e-mail：kikaku@city.sukumo.lg.jp

２０　物件の引渡し及び所有権の移転

　（１）売買代金の入金確認後、同日、本船を現況有姿で宿毛市片島宿毛桟橋で引渡しを行い、引渡しの際は、宿毛市は登記・登録等に必要の一件書類を落札者に引渡すものとする。引渡し後は、落札者は直ちに所有権移転登記及び各証明書の書換・登録申請を行うとともに、できる限り速やかに本船を搬出すること。

　　　　なお、同日の引渡しが困難な場合は、事前に協議し、その指示に従うこと。

　（２）本船の所有権に係る移転登記は、現所有者宿毛市から落札者へ行うものとする。

　（３）本船の所有権移転登記、各証書の書換・登録に係る費用、搬出等に係る費用は全て落札者が負担するものとする。

２１　その他

　（１）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

　　　　　日本語及び日本国通貨

　（２）契約書の作成の要否

　　　　　要

　（３）入札者は、入札後一般競争入札心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

　（４）入札終了後、落札者は課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

　（５）費用負担

　　　　入札者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

　（６）落札者は、契約締結後に、本船に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできないものとする。

　（７）売買契約締結から本船の引渡しまでに、本船が宿毛市の責めに帰することができない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、売買代金を落札者に返還することとする。

　（８）本船引渡し後における一切の事故、損害等については、全て落札者の負担とする。

　（９）落札者が本船を使用せず輸出等を行う場合は、輸出先がわかる書類を提出すること。

（１０）引渡し後、落札者は係留に係る一切の手続きを行うものとし、係留費用及びその付帯費用は落札者負担とする。

（１１）本船の船舶検査証の有効期間は令和５年４月１８日までとなっており、物件引渡以降の船舶の移動に関しては臨時航行検査が必要となるので、落札者負担により対応すること。

（１２）契約書に定めのない疑義が生じた場合は、契約当事者間で協議するものとする。